令和７年度財務省共済組合の決算に関する公告

令和８年７月24日

東京都千代田区霞が関３－１－１
財務省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	14,505	流動負債	1,063
		固定負債	4,907
		剰余金	8,535
合計	14,505	合計	14,505

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	66,114	経常収益	68,071
特別損失	4	特別利益	59
当期利益金	2,012		
合計	68,130	合計	68,130

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	144	流動負債	108
固定資産	89	剰余金	125
合計	233	合計	233

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	138	経常収益	166
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	28		
合計	166	合計	166

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,293	流動負債	68
固定資産	101	固定負債	0
		剰余金	1,326
合計	1,394	合計	1,394

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	1,280	経常収益	1,330
特別損失	0	特別利益	7
当期利益金	57		
合計	1,337	合計	1,337

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	666	流動負債	21
固定資産	19	固定負債	14
		剰余金	650
合計	685	合計	685

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	189	経常収益	185
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	4
合計	189	合計	189

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	1,648	流動負債	195
固定資産	14	固定負債	0
		剰余金	1,467
合計	1,662	合計	1,662

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	351	経常収益	402
特別損失	0	特別利益	7
当期利益金	58		
合計	409	合計	409

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	18,750	流動負債	37
固定資産	3,412	固定負債	22
		剰余金	22,103
合計	22,162	合計	22,162

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	200	経常収益	264
特別損失	0		
当期利益金	64		
合計	264	合計	264

7　物資経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	49	流動負債	26
固定資産	0	固定負債	19
		剰余金	4
合計	49	合計	49

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	189	経常収益	188
特別損失	0	当期損失金	1
合計	189	合計	189

厚生労働省共済組合定款の一部変更について

厚生労働省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年７月24日

厚生労働省共済組合代表者
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条、第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支	（家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金） 第18条　法第57条、第57条の２又は第57条の３の規定により家族療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。以下この条において同じ。）又は家族訪問看護療養費を支